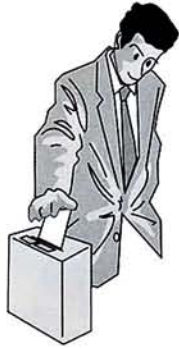


自治基本条例の規定に基づく

住民投票条例を可決



(趣旨)

嘉麻市自治基本条例第32条第1項の規定に基づき、住民投票の実施に關し必要な事項を定めるため、嘉麻市住民投票条例を制定します。

※(住民投票の実施)

- 第32条 市長は、市政に關わる重要事項について、広く市民の意思を把握するため、住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票の実施に關し必要な事項は、別に条例で定めるものとする。
- 3 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならぬ。

(住民投票の請求資格者)

嘉麻市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者です。

※住民投票の発議は：

- 市長による発議
- 議員定数の12分の1以上の発議 (要議決)

○選挙権を有する者50分の1以上の者による発議 (要議決)

但し、3分の1を超えたときは議決を要しない。

(投票運動)

投票運動は自由ですが、買収、脅迫等により、投票人の自由な意思が拘束されるものであつてはなりません。

(住民投票の成立要件)

住民投票は、一つの事案に投票した者の総数が投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しません。

この場合、開票作業は行いません。

(住民請求等の制限期間)

この条例による住民投票が実施された場合、2年間は同一又は同趣旨の事案について、発議や請求はできません。

(主な質疑)

質 請求資格者の年齢を18歳以上とするのとや、永住外国人を含めることなどを検討しなかつたのか？

答 議論はしたが、請求資格者も発議者と表裏一体のものである必要があると考え

ている。

質 投票総数が投票資格者数の2分の1を切つた場合でも開票すべきではないか。

答 民意を反映するため2分の1を基準としている。

